<旦那さまのご来院について>

■ 保険診療で不妊治療を行うためには、治療計画を作成し、患者さまと旦那さまのお二人に説明して同意を得ることが厚生労働省から義務付けられています。特に初回の治療計画の説明は、患者さまと旦那さまの同席の下で実施するよう明記されています。

初診で受診いただいた月ではありませんのでご注意ください。初診からすぐ治療を開始された方は、次の月にお二人で受診してください。これは体外受精の方だけでなく、一般不妊治療の方も同様です。

■ 2回目以降の治療は、毎月旦那さまに来院して頂くことが 望ましいですが、来院できない場合は、治療計画書の署 名にて同意されていると判断致します。

来院されず、署名も確認できない場合は採卵や人工授精などの治療を行う ことができません。毎月、お二人の同意を得た年月日を診療報酬明細書の 摘要欄に記載することが義務付けられています。

■ <u>初回の治療から半年後までには、旦那さまの受診をお願い致します。</u>

少なくとも6か月に1回以上、患者さまと旦那さまに治療内容の同意を確認するとともに、治療計画の見直しを行うことが義務付けられています。

■ 凍結胚更新時もご夫婦2人での受診が必要です。

保険診療の凍結胚更新手続き方法については、当院ホームページお知らせ 欄をご覧ください。

■ 事実婚の方は毎月、婚姻に関する同意書の提出をお願い 致します。

毎月お二人の婚姻関係の状況を確認することも義務付けられています。

